

会 議 録

名 称	令和元年度第6回目黒区男女平等・共同参画審議会
日 時	令和元年10月25日（金） 午後6時30分～午後8時30分
会 場	目黒区総合庁舎本館1階 E会議室
出席者	（委員）神尾、小出、岩田、小林、山田、石塚、大本、佐藤、日吉、戸口、 福田、宮田 （区側）区長、総務部長、人権政策課長、事務局
傍聴者	なし
配布資料	1 令和元年度目黒区男女平等・共同参画審議会 予定表（下半期）（案） 資料1 2 男女平等・共同参画推進に向けての主なあゆみ 資料2 3 男女平等・共同参画推進計画改定に向けての意見シート 資料3 4 平成30年度 男女平等・共同参画の推進に関する年次報告書 5 令和元年度第5回男女平等・共同参画審議会会議録
会議次第	1 開会 2 諮問 社会情勢の変化に対応した「目黒区男女平等・共同参画推進計画」の改定の 考え方について 3 区長あいさつ等 （1）区長あいさつ （2）人事異動紹介 4 諮問内容の検討 （1）計画改定小委員会委員長・副委員長紹介 （2）計画改定小委員会委員の分担及び今後の審議の予定 （3）計画改定に向けての意見シートについて 5 改正条例骨子案について 6 その他 7 閉会
会議の結果及び 主要な発言	1 開会 会長が司会・進行 定足数の確認、傍聴者の確認 2 諮問 社会情勢の変化に対応した「目黒区男女平等・共同参画推進計画」の改定の 考え方について ・区長が会長に諮問文を渡す ・諮問後、諮問文の写しを会長以外の各委員に配布 3 区長あいさつ等

- (1) 区長あいさつ
- (2) 人事異動紹介
総務部長の人事異動を事務局が紹介

4 諮問内容の検討

- (1) 計画改定小委員会委員長・副委員長紹介
委員長に小出副会長、副委員長に久保委員が就任したことを会長が紹介
- (2) 計画改定小委員会委員の分担及び今後の審議の予定
 - 今後の審議予定について、資料1により会長が説明
 - 計画改定小委員会の役割分担を委員長が説明。担当は以下のとおり

項目	全体総括	総論	大項目1	大項目2	大項目3	大項目4
担当委員	小出委員	神尾委員	石塚委員	日吉委員	福田委員	久保委員

- (3) 計画改定に向けての意見シートについて
 - 各委員が自身の意見シート（資料3）の内容を5分程度で説明
 - 欠席委員の意見シートは会長が紹介
 - 意見シート未提出の委員からの意見は以下のとおり
 - ・国の第4次男女共同参画基本計画では、現状についての統計データが記載されており、審議会等への女性の参加状況について、例えば自然科学分野の研究者の採用に占める女性割合や日本学術会議の会員に占める女性の割合はそれぞれ25.5%と23.3%にとどまっている。このようなことを踏まえると、区の科学系の審議会における学識経験者については、有識者の割合を女性と男性が3対7だと仮定して、目黒区が4対6になっていれば、評価できると言える。どうしても女性比率が50%でなければならないという目標設定の仕方ではなく、その分野の状況を踏まえた目標を設定することについても検討してよいのではないか。
 - ・男女平等を主目的とするもの以外の施策について、例えば、女性の健康を維持することが男女平等・共同参画を達成するためになぜ必要なかを明確にした方がよい。男性の健康も推進すべきとも考えられるためである。国の基本計画にはそれについての説明が記載されている。その説明がない中で、このような施策が区の推進計画に記載されていても、なぜこの施策が記載されているのかわからないのではないか。子どもの人権を守ることにしても同様である。男女平等・共同参画の視点で各施策を見直すことも必要であると思う。
 - ・区が直接実施できる取組と、啓発活動を通じて社会に働きかける取組は全く別であることを明確にした方がよい。今回の計画改定では、その視点をもう少し意識して取り組むべきである。例として、区立学校に対する取組は教育委員会を通じて直接的に行えるが、私立学校に対する取組は啓発活動になる。
 - ・企業等の管理職に女性枠を設けても手を挙げる女性がないという話があったが、枠を設けておくのでチャレンジしてくださいという企業の意

思を示す意味もある。

- ・働き方について、以前の雇用機会均等法では、女性の働き方を男性の働き方に合わせるためにどのようなことをすべきかという視点だったが、現在は、性差別禁止法により性差別的取扱いが禁止され、男女双方が保護の対象になった。男女平等とは何だろうかということを考えるには、男性の働き方も見なければならぬと思う。
- ・行政の施策は、国・都・区の3段階あり、区がどこまでできるかを考えながら計画を改定してほしい。
- ・男性の介護参加率は育児よりは高いが、育児に男性がかかわることがどのようにプラスになるかを啓発する必要がある。
- ・アンケートについて、男女平等が進んでいるかを尋ねる質問に対する答えは、何を基準にするかによって変わる。区民に聞くアンケートでは、男女平等に厳しい人を見ればまだまだというものであり、それ程厳しく求めない人にとっては概ね問題がないという回答になる。それを踏まえると、捉え方がそれぞれ異なる中で回答結果が数値になってしまう点がアンケートの難しさであり、そのことも考えていかなければならない。アンケート調査の結果が良いものになったとしても、それが本当に実態を表しているとは限らない点が課題である。

○計画改定で盛り込むべき内容についての意見交換

(委員) 国や都の計画等を踏襲しては、東京都の中でのナンバー1などにはなれないのではないかと。目黒区にしかできないことやオリジナリティがあれば、国や都の計画にないことでも推し進めてよいのではないかと。都内で目黒区が何かをリードしていきたいということであれば、少し違った方向から見つめ直す必要があるのかもしれない。

(委員) 目黒区のオリジナリティとしては、事業評価の部分が挙げられると思う。この規模で毎年意識調査をして進捗状況の評価をしているのは他にあまり例がない。推進計画の内容自体のオリジナリティという点ではまだ余地はあると思う。

(委員) 国だけではなく、国連の統計で男女平等について1位になっているアイスランドの例を参考にすることも方法ではないかと。

(委員) 形式的平等を図らなければならない時代は終わっている。実質的な平等を確保するためには、なぜ不平等が生じたのかという歴史的な背景について学ぶ必要がある。その歴史的な背景に基づく様々な格差がある中で、目黒区は何ができるかを話し合うのが私達の役割であると思う。

(委員) アイスランドにおいても男女格差はあるという意見がある。例えば、メディアが一般の人にインタビューする際、6、7割は男性にインタビューを行うようであり、国際情勢を問うようなインタビューについては特にその傾向が強いようである。育児についてのインタビューを行う際は女性に聞くことが多い。給与格差について、男性が行う仕事は危険が伴うことも多く、女性の比率が高い看護師や保育士よりも男性が担うことが多い配管工や建設業者などは危険が高い分、給与も高くなってお

り、その差は今後も埋まらないのではないかという話合いもあるようである。どうしても埋まらないものがある反面、埋められる部分もあると思うので、そのようなことについて計画に盛り込んでいければよいのではないか。

(委員) 今の給与格差の話について、その差は男女の差ではなく、仕事の性質による差であり、男女差別とは少し異なる問題であると思う。しかし、人と接するような仕事は賃金が低く設定されることが多く、女性が多く就いている仕事でもある。一方で、力仕事のような男性に適した仕事の賃金が高いという傾向もある。アイスランドでは、法律で使用者に賃金格差を調べさせ、格差があれば是正するよう義務付けている。北欧諸国など、人口の少ない国ではそのような対応を行いやすいが、日本の人口規模を考えると同じ方法をとるのは難しい。

男女差別の根底には育児休業があると思う。育児休業を主に女性が取得することを踏まえると、企業側は女性を採用すると育児休業によりその分のコストが女性に片面的にかかることが男女差別を生む一因になっている。男性も同じように取得するようになれば、その部分でのコストに差がなくなり、男女格差の縮小につながる。

(委員) 業種による賃金格差について、介護職や保育職は低賃金といわれている。その二つの分野は、一昔前までほとんど女性が担っていた分野であり、賃金を決める立場にある主に男性経営者層がそれらの仕事を低く評価していることが背景にあるのではないかと思う。介護士や保育士に男性がいてもその賃金は他業種と比べて低くなるが、主に女性が担っていた仕事について正当な評価がされていないように思える。

(委員) 介護サービスを受ける人の中でもそのような意識を持っている方いると思う。事業者も介護士の職業的な地位を向上させる取組に対して資金を振り向けている余裕はなく、慢性的な人手不足に陥っているのが喫緊の課題である。

(委員) 高額な入所一時金を支払うような施設には男性職員が多いように思う。コストの理論はそこでも働いているように見える。

(委員) 小学校PTA連合会では、今年度の研修内容に家族の変化についての講演があり、夫自身がどの程度家事をしているかの意識について、ゴミ出しをしていると認識している人がいた一方、妻側からは、ゴミ出しは家事という程のものではないという意見が多かった。この結果から家事に対する意識の違いが見える。職場で夫の意識改革につながる取組をしてもらわないと夫の意識改革にはつながらないと思う。

(委員) 親子教室を設けることで、男性の意識改革になることはもちろん、子どもが父親も家事をするのが当たり前であると認識する機会になる。そのためにも、親子教室はよいのではないか。

(委員) 前回の計画改定時は、区の財政状況が良くなく、予算について厳しい状況であった。今後、答申に向けて検討する中で、予算にかなりの制約があるなら的を絞って答申に盛り込んでいくことになるが、現在の状況

はどうだろうか。

(区側) 依然として厳しい状況である。男女平等・共同参画を含めた人権施策については、国や都の施策との整合を図りながら効率的に取り組んでいくことが基本的な考え方になっているが、男女平等・共同参画にどうしてもこの施策が必要であるというものについては、他の施策の効率化等も考え、予算計上を検討していかなければならないものであると考えている。

(区側) 平成24年度から平成26年度までの期間は、緊急財政対策を実施しており、危機的な状況であった。現在はその状況からは脱したが、待機児童対策に巨額の予算を投じる必要があるほか、増加傾向にある扶助費等の義務的経費については減らすことができない。一時的に税収は増えているが、それも数年内にピークを迎え、人口構造の変化に伴い、その後は反転していくことが見込まれている。そのため、本当に必要なものについては予算を計上できるが、状況は依然として厳しいこともご理解いただきたい。

5 改正条例骨子案について

現在、パブリックコメントを実施している条例改正の骨子案について、事務局が説明

(委員) 当審議会の答申を受けて作成された骨子案だと思うが、現行条例が参考資料として添付されている一方、審議会答申が添付されていないのはなぜか。

(区側) パブリックコメントは審議会の答申を踏まえて区として作成した骨子案について実施しており、直接の資料としては添付していない。資料として添付すると審議会答申に対する意見も生じ、どちらに対する意見かわかりづらく、区の他のパブリックコメントの例等によって実施している。ホームページには関連資料として添付しており、また、当審議会から答申を受けて骨子案を作成していることについては、経緯として骨子案にも記載している。

(委員) 答申に対する意見でも条例改正に対する意見と言えるのではないか。

(区側) 区が作成したものに対して行うパブリックコメントとして骨子案を対象としている。

6 その他

次回の審議会の予定

- ・次回は12月13日の18時30分から総合庁舎内で開催（非公開予定）
- ・会場は別途開催通知で案内する

7 閉会

以 上